

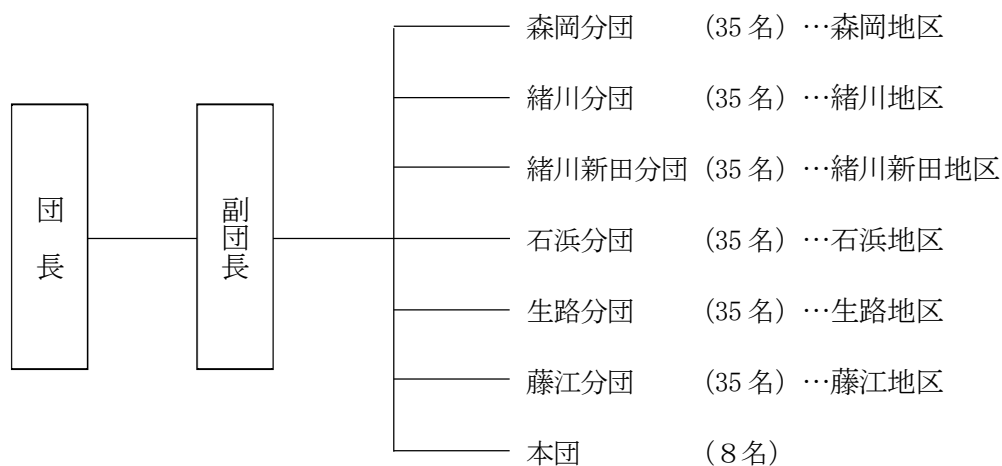
東浦町水防計画

附 属 資 料

東浦町水防計画 附属資料 目次

1	東浦町消防団の組織	1
2	水防資材	1
3	水防器材	2
4	無線通信施設	3
5	河川	4
6	防災重点ため池	5
7	水門	6
8	排水機場	7
9	ポンプ場	7
10	河川水防警報発表様式	8
11	海岸水防警報発表受報様式（準備・出動・情報）	9
12	海岸水防警報発表様式（解除）	10
13	津波情報様式	11
14	洪水予報発表文例愛知県境川水系境川・逢妻川氾濫警戒情報	13
15	水位情報等発表文例	15
16	高潮氾濫発生情報発表文例	17
17	高潮警戒情報発表文例	18
18	高潮氾濫発生情報解除文例	19
19	水門、樋門及び陸閘の管理要領	20
20	水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書	21
21	水門、樋門及び陸閘等の操作規則	24
22	津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程	26
23	水防信号	28
24	水防警報発令標識	28
25	公用負担権限証明書	29
26	公用負担証	29
27	水防報告書（水防管理団体）	30

1 東浦町消防団の組織



2 水防資材

自主防災 組織名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区自主防災会	森岡台自主防災会		緒川地区自主防災会	緒川西部地区自主防災会	新田地区自主防災会	東浦葵ノ荘団地自主防災会	東ヶ丘自治会自主防災会	石浜東地区自主防災会	石浜中自主防災会	東浦県営住宅自治会自主防災会	衣浦台自主防災会	平池台自主防災会	午池自治会自主防災会	南ヶ丘自主防災会	生路地区自主防災会	藤江地区自主防災会	計
品名																			
倉庫	18	3	2		1	1	1	2	4	1	4	1	1	2	1	1	3	1	47
土のう (袋)	2600	400	200		1300	400	860	400	300	400	400	400	100	400	800	400	300	317	9977
ロープ (本)	49	18	23		43	6	18	5	13	22	12	23	6	5	3	3	15	25	289
ビニール シート (枚)	4037	50	35		50	50	50	30	30	70	39	38	15	46	20	20	38	59	4677
鉄線 (kg)	15	1					1											3	20

資料：防災危機管理課 (R6. 4. 1 現在)

3 水防器材

自主防災 組織名 品 名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区自主防災会	森岡台自主防災会	緒川地区自主防災会	緒川西部地区自主防災会	新田地区自主防災会	東浦葵ノ荘団地自主防災会	東ヶ丘自治会自主防災会	石浜東地区自主防災会	石浜中自主防災会	東浦県営住宅自治会自主防災会	衣浦台自主防災会	平池台自主防災会	午池自治会自主防災会	南ヶ丘自主防災会	生路地区自主防災会	藤江地区自主防災会	計
たこ槌 (個)	5																	5
掛矢(丁)	10	4	2	3	2	3	2	3	2	3	3	2	1	1	1	2	2	46
シャベル (丁)	34	6	10	22	10	11	5	12	11	10	8	2	0	2	2	13	15	173
のこぎり (丁)	84	5	14	20	10	15	10	17	14	13	15	2	8	5	10	16	14	273
おの(丁)	21	5	4	10	4	4	1	6	8	4	4	1	1	1	2	5	8	89
なた・かま (丁)	7	7		4		4	2			5								29
ペンチ (丁)	3	0	1	1	1		1				1	1	1	1				11
つるはし (丁)	9	5	2	10	6	4	2	6	6	2	4	1	1	1	1	6	3	69
ハンマー (丁)	10	1	1	1	1	3	2				1	1		1	1		1	24
クリッパー (丁)	3	1		1	1	4				4	1		1	2		3		21
照 明 具 (台)	26	2	2	4	2	2	1	5	3	2	1	1	1		4	3	6	65
発 電 機 (台)	5	3	1	1	1	1	1	5	2	1	2	1	1	1	1	1	1	29

資料：防災危機管理課 (R6. 4. 1 現在)

4 無線通信施設

愛知県防災行政無線局（固定局）	東浦町防災行政無線局（移動系）				東浦町防災行政無線局（同報系）		
	基地局（専用波、広域波・10w）	陸上移動局（車載型携帯型・10w）	陸上移動局（携帯型・5w）	陸上移動局（携帯型・10w）	固定局（5w）	屋外拡声子局（1w／0.1w）	戸別受信局
1局	1局	7局	31局	21局	1局	14局	8,946台

資料：防災危機管理課（R6.4.1現在）

5 河川

(1) 県管理

河川名	左右岸別	位置・地名	延長(m)	重要度	選定理由	適用 (水防工法)
須賀川	左	1.2k～1.3k+50m 東浦町大字藤江（藤江橋～蕨橋）	150	B	堤防断面不足	杭打 積土のう工
須賀川	右	1.2k～1.3k+50m 東浦町大字藤江（藤江橋～蕨橋）	150	B	堤防断面不足	杭打 積土のう工
明德寺川	左	0.1k+50m～0.1k+70m 東浦町大字石浜（水門上流）	20	B	堤防高不足	積土のう工
明德寺川	右	0.1k+50m～0.1k+70m 東浦町大字石浜（水門上流）	20	B	堤防高不足	積土のう工

※ 位置欄の数値は河口からの距離を示す。

※ 重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。

(2) 町管理

河川名	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	選定理由	適用 (水防工法)
大府江川	右	東浦町大字緒川 （五ヶ村川合流点上流）	1,100	B	堤防断面不足	積土のう工
大府江川	左	東浦町大字緒川 （五ヶ村川合流点上流）	1,100	B	堤防断面不足	積土のう工
新池川	右	東浦町大字緒川 （緒川新池余水吐上流）	430	B	堤防断面不足	積土のう工

資料：土木維持管理課

6 防災重点ため池

決壊した場合に人家や公共施設などに甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池

池 名	所 在 地	貯水量 千m ³
大池	東浦町大字森岡字飯喰場 100-1	28.7
杉之内池	東浦町大字森岡字杉ノ内 15-1	7.5
上申ヶ池	東浦町大字森岡字下申間 10-1	15.2
下申ヶ池	東浦町大字森岡字下申間 11-1	14.0
二ツ池	東浦町大字森岡字二ツ池 37	5.8
馬池	東浦町大字緒川字実盛山 45-1	17.9
緒川新池	東浦町大字緒川字大草 34	64.4
下鰻池	東浦町大字緒川字鰻池 1-1	13.1
明覚池	東浦町大字緒川字鈴栗 1 区 2	47.8
明治池	東浦町大字緒川字明治 111-1	18.3
本坪池	東浦町大字緒川字東本坪 1-1	10.0
上ノ池	東浦町大字緒川字西地獄 4-1	6.6
雁狭間池	東浦町大字緒川字雁狭間 1-1	14.0
新左田池	東浦町大字緒川字新左田 2-1	20.3
下三ツ池	東浦町大字石浜字丁田 20-2	10.0
上三ツ池	東浦町大字石浜字三ツ池 1	12.0
菰蓋池	東浦町大字石浜字菰蓋 86-1	16.3
田之助池	東浦町大字石浜字田之助 1-1	5.6
黒鳥池	東浦町大字石浜字平鳥 118	10.0
藤仙坊池	東浦町大字石浜字藤仙坊 2-1	20.4
午池	東浦町大字石浜字午池 7-1	16.0
泉ヶ池	東浦町大字生路字狭間 98-1	12.0
新々池	東浦町大字藤江字奥蔵 25	35.0
黒根池	東浦町大字藤江字西黒根 29	110.0
立合池 5 号	東浦町大字緒川字立合池 39	7.0
下蛭藻池	東浦町大字緒川字蛭藻池 26-1	12.0
飛山池	東浦町大字石浜字飛山池上 1-1	43.0
北赤坂池	東浦町大字緒川字北赤坂 4	1.3
切池	東浦町大字生路字弁財 123-2	8.0

資料：農業振興課

7 水門

河川海岸名	名称	所在地	構 造	管理者
須賀川	須賀川樋門	東浦町大字藤江字川北	鋼製ローラーゲート（エンジン）	愛知県（建設）
豆搗川	豆搗川樋門	東浦町大字石浜・生路	鋼製ローラーゲート（エンジン）	愛知県（建設）
明德寺川	明德寺川樋門	東浦町大字石浜	鋼製ローラーゲート（エンジン）	愛知県（建設）
五ヶ村川	五ヶ村川樋門	東浦町大字緒川字流作	鋼製ローラーゲート（電動）	愛知県（建設）
東浦海岸	成実新田排水樋門	東浦町大字石浜字成実新田・六ノ切	前面プラスチック扉水位差スイングゲート 背面ステンレス扉手動スルースゲート	愛知県（農水）
衣浦港海岸	新々田排水樋門	東浦町大字生路字新々田	前面ステンレス扉水位差スイングゲート 背面ステンレス扉手動スルースゲート	愛知県（農水）
衣浦港海岸	鍋屋新田排水樋門	東浦町大字藤江字鍋屋新田	前面ステンレス扉水位差スイングゲート 背面ステンレス扉電動巻上式スルースゲート	愛知県（農水）
衣浦港海岸	亥子新田排水樋門	東浦町大字藤江字亥子新田	前面ステンレス扉水位差スイングゲート 背面鉄扉手動スルースゲート	愛知県（農水）
衣浦港海岸（洲の崎東浦地区）	防潮樋門	東浦町大字藤江字南栄町	スルースゲート 1 門 マイターゲート 2 門	東浦町

資料：農業振興課

8 排水機場

河川海岸名	名称	所在地	構 造	管理者
五ヶ村川	五ヶ村川第一排水機場	東浦町大字緒川字北新田	φ 1,000mm×130KW 1台 φ 1,350mm×221KW 1台	町
五ヶ村川	辰新田排水機場	東浦町大字緒川字辰新田一区	φ 500mm×22KW 1台	町
五ヶ村川	緒川第二排水機場	東浦町大字緒川字東新町	φ 700mm×45KW 1台 φ 600mm×37KW 1台	町
五ヶ村川	成実新田排水機場	東浦町大字石浜字北成実	φ 1,000mm×120KW 1台 φ 1,200mm×147KW 1台	町
東浦海岸	石浜排水機場	東浦町大字石浜字南成実	φ 350mm×15KW 1台	町
東浦海岸	生路排水機場	東浦町大字生路字新々田	φ 700mm×55KW 1台 φ 1,000mm×96KW 1台	町
東浦海岸	鍋屋新田排水機場	東浦町大字藤江字稲栄二区	φ 1,200mm×170KW 1台 φ 700mm×55KW 1台	町
境 川	村木江川排水機場	東浦町大字緒川字流作	φ 1,200mm×147KW 1台 φ 800mm×75KW 1台	町
東浦海岸	南栄排水機場	東浦町大字藤江字皆栄新田	φ 600mm×37KW 1台 φ 900mm×88KW 1台	町

資料：農業振興課

9 ポンプ場

河川海岸名	名称	所在地	構 造	管理者
東浦海岸	藤江ポンプ場	東浦町大字藤江字亥子新田	φ 900mm×150KW 3台 φ 700mm×90KW 1台	町
五ヶ村川	緒川ポンプ場	東浦町大字緒川字旭	φ 1,200mm×280KW 2台	町
石ヶ瀬川	森岡ポンプ場	東浦町大字森岡字栄北	φ 700mm×97KW 1台 φ 700mm×101KW 3台	町

資料：上下水道課

10 河川水防警報発表様式

川		準備・出動・情報・解除		水防警報		第		号		
				愛知県 建設事務所 発表 令和 年 月 日 時 分						
(現況)	1-1	時 分現在 水位観測所では mで、 水位 上昇している。								
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。								
	1-3	水位観測所の水位は、 時 分の mを最高とし、 下降している。								
	1-4	時 分現在 水位観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。								
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /s である。								
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmに達している。								
(予想)	4	地方気象台 時 分の発表によれば、 日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm (24 時間) の見込みである。								
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば、 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。								
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。								
	7									
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。								
	9	本地区の水防警報を解除する。								
(補足)	10									
		月 日 時 分時点の水位 (量水標の読み m)								
水防警報・洪水予報の発表状況										
洪水 予報	川	観測所	現在水位	水防団待 機 (通 報) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	出動水位	避難判断 水位	氾濫危険 危険水位	計画高 水位	
水防 警報										
(注意事項)					問合せ先 愛知県 建設事務所 〇〇課 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇					
・ 水位の情報は最新のものを確認すること インターネット https://www.river.go.jp/ https://www.kasen-aichi.jp/ ・ 河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること										

11 海岸水防警報発表受報様式（準備・出動・情報）

高潮水防警報 第__号 （準備・出動・情報）※○で囲む

令和__年__月__日__時__分

愛知県__建設事務所長発表

高潮水防警報発令市町村（○を付した市町村）

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	

※管内全ての市町村に送付しています。

名古屋地方気象台は、 月 日 時 分、上記地域の高潮（注意報・警報）を発表しました。

準備	各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。 名古屋市 標高__m・弥富市 標高__m・飛島村 標高__m 半田市 標高__m・常滑市 標高__m・東海市 標高__m 知多市 標高__m・東浦町 標高__m・南知多町 標高__m 美浜町（伊勢湾） 標高__m・美浜町（知多湾） 標高__m 武豊町 標高__m・西尾市 標高__m・碧南市 標高__m 刈谷市 標高__m・高浜市 標高__m・豊橋市（三河湾） 標高__m 豊橋市（外海） 標高__m・豊川市 標高__m・蒲郡市 標高__m 田原市（三河湾） 標高__m・田原市（外海） 標高__m 東浦町の最高潮位予測は標高__mです。 水防の準備に入り、厳重に警戒してください。
出動	各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。 名古屋市 標高__m・弥富市 標高__m・飛島村 標高__m 半田市 標高__m・常滑市 標高__m・東海市 標高__m 知多市 標高__m・東浦町 標高__m・南知多町 標高__m 美浜町（伊勢湾） 標高__m・美浜町（知多湾） 標高__m 武豊町 標高__m・西尾市 標高__m・碧南市 標高__m 刈谷市 標高__m・高浜市 標高__m・豊橋市（三河湾） 標高__m 豊橋市（外海） 標高__m・豊川市 標高__m・蒲郡市 標高__m 田原市（三河湾） 標高__m・田原市（外海） 標高__m 東浦町の最高潮位予測は標高__mです。 海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。
情報	

受報日時	受報者
月 日	
時 分	

12 海岸水防警報発表様式（解除）

高潮水防警報 第__号 （解除）

令和__年__月__日__時__分

愛知県_____建設事務所長発表

名古屋地方気象台は、 月 日 時 分、

下記地域の高潮（注意報・警報）を解除しました。

（○を付した市町村）

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	

したがって、上記地域の高潮水防警報（準備）・（出動）を解除します。

受報日時	受報者
月 日 時 分	

13 津波情報様式

愛知県＜津波＞水防警報 第 号

令和 年 月 日 時 分

愛知県水防本部長発表

気象庁は、 月 日 時 分に

愛知県外海	津波注意報
	津波警報
	大津波警報
伊勢・三河湾	津波注意報
	津波警報
	大津波警報

を $\left(\begin{array}{c} \text{発 表} \\ \text{解 除} \end{array} \right)$ しました。

1	沿岸部及び河川河口部では、津波による急激な潮位・水位上昇のおそれがあります。 本地区の水防団等は、気象庁・名古屋地方気象台の地震・津波情報に留意し、安全を確保できると判断される範囲で水防活動に従事してください。 (安全が確保できない場合は待機・避難すること) なお、今後とも気象庁の発表する地震・津波情報に十分に注意し、万全を期すとともに厳重に警戒してください。
2	したがって、同地域の「津波水防警報」を解除します。

受報日時	受報者
月 日 時 分	

津波到達までに時間的余裕がある場合は、以下の情報も送付する

県内の津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、各地点の満潮位は次のとおりです。

○津波到達予想時刻

津波予報区	月 日	時 刻
伊勢湾・三河湾	月 日	時 分

○予想される津波の高さ

津波予報区	予想される高さ
伊勢湾・三河湾	m

○各地点の満潮位

予報区	地 点	月 日	時 刻
伊勢湾・三河湾	名古屋港	月 日 月 日	時 分 時 分
	衣浦港	月 日 月 日	時 分 時 分
	三河港	月 日 月 日	時 分 時 分
	一色	月 日 月 日	時 分 時 分

14 洪水予報発表文例

愛知県境川水系 境川・逢妻川洪水予報 第1号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県知立建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫危険水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】境川の泉田水位観測所（刈谷市）では、「氾濫危険水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】境川の一ツ木水位観測所（刈谷市）では、「氾濫危険水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
当分この状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量の見込み
境川・逢妻川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

愛知県境川水系 境川・逢妻川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位（m）		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
泉田 水位観測所 （刈谷市）	〇日〇時〇分の状況	〇〇.〇				
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇				
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇				
泉田 水位観測所 （刈谷市）	〇日〇時〇分の状況	〇〇.〇				
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇				
	〇日〇時〇分の予測	〇〇.〇				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所	泉田水位観測所	一ツ木水位観測所	
	刈谷市	刈谷市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.20	4.80	
レベル3水位 避難判断水位※	4.65	4.00	
レベル2水位 氾濫注意水位	3.85	3.35	
レベル1水位 水防団待機水位	3.10	2.70	
受け待ち区間	境川	逢妻川	
	左岸 刈谷市 右岸 豊明市、大府市、 東浦町		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	愛知県刈谷市- 愛知県大府市- 愛知県豊明市- 愛知県知多郡東浦町-	愛知県刈谷市- 愛知県豊田市- 愛知県知立市-	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け待ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫危険水位まで	水防団が大勢を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

愛知県川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話・スマホから
	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/

(問い合わせ先)

水位関係：知立建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3111

気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909

15 水位情報等発表文例

○級○○川水系○○川 避難判断水位到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分

愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○. ○mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)

堤 防 高 ○. ○m

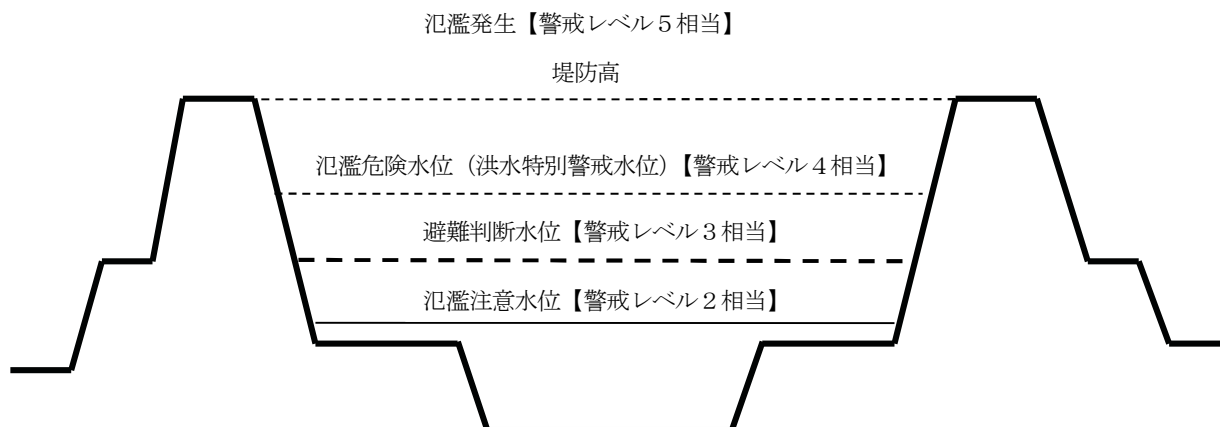
氾 濫 危 険 水 位

(洪水特別警戒水位) ○. ○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位

(避難指示の目安となる水位)

避 難 判 断 水 位 ○. ○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○—○○○—○○○

〇級〇〇川水系〇〇川 避難判断水位（相当）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇危機管理型水位計で〇. 〇mに達しました。この水位は、〇〇観測所（欠測中）における避難判断水位〇. 〇mに相当します。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、避難判断水位に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです（「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について（令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡）参照」）。

（参考）

〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近）

【〇〇川 〇〇危機管理型水位計（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近 ※欠測時の読替）

堤 防 高 〇. 〇m

氾 濫 危 険 水 位

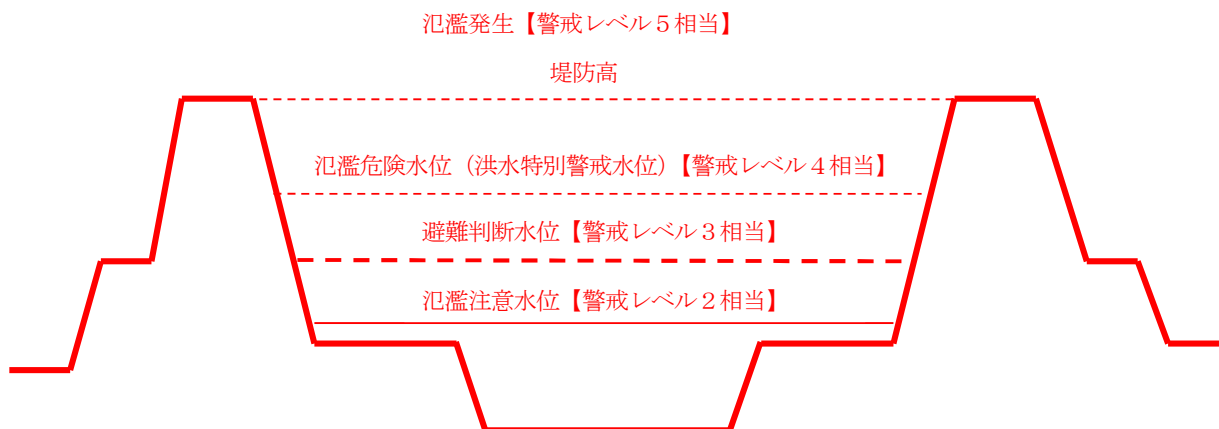
（洪水特別警戒水位） 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位

【〇. 〇m】 （避難指示の目安となる水位）

避 難 判 断 水 位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

【〇. 〇m】

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

16 高潮氾濫発生情報発表文例

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報

(警戒レベル5相当情報[高潮])

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル5相当情報[高潮]】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2. 3mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注) 本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第13条の3の規定に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

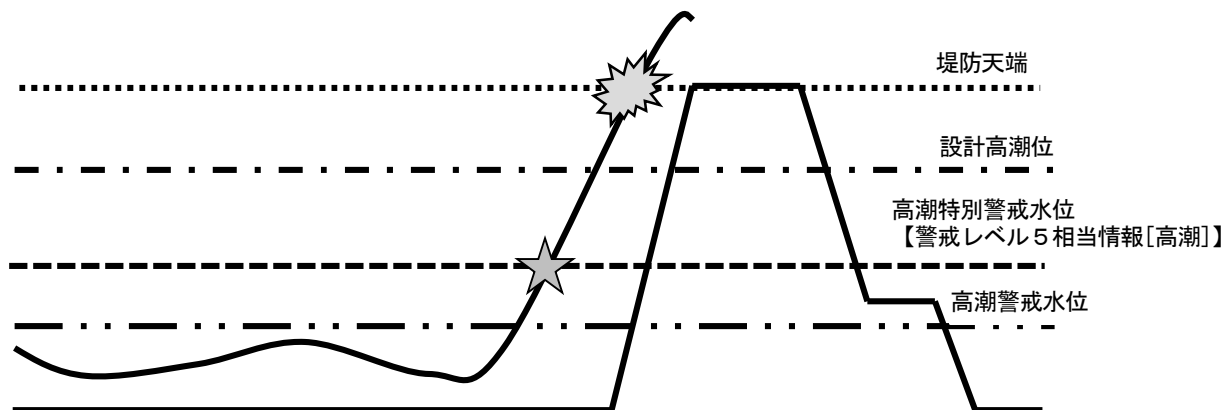
(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南柴田町)

高潮特別警戒水位

TP2. 30m

(水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

17 高潮警戒情報発表文例

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛知県建設局河川課

【主文】

三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位 TP1.9m に達しました。

各地とも水位を注視し警戒をしてください。

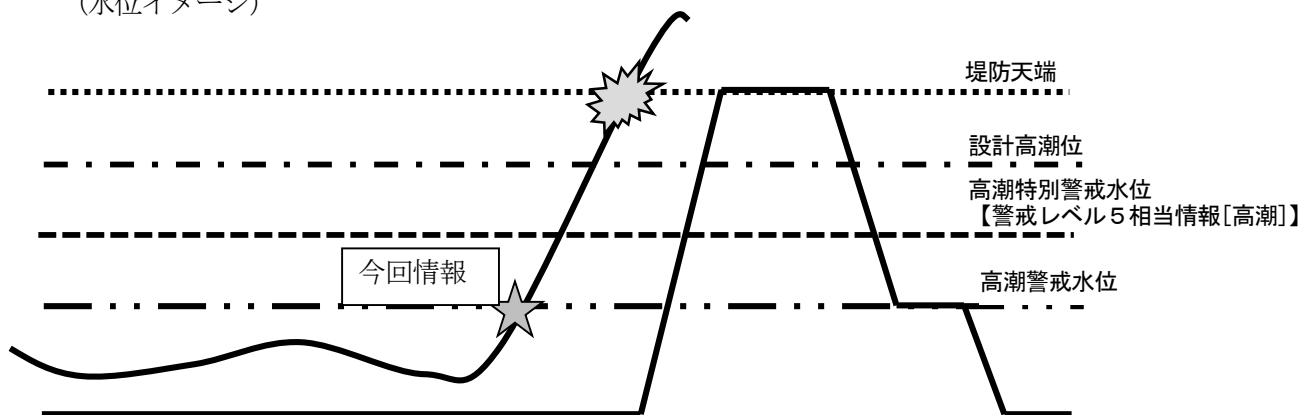
(注) 本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県建設局河川課長）から水防管理団体（市町村等）、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所（西尾市一色町）

高潮警戒水位 TP1.90m

(水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

18 高潮氾濫発生情報解除文例

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[高潮]) 解除

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル5相当情報[高潮] 解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mを下回りました。

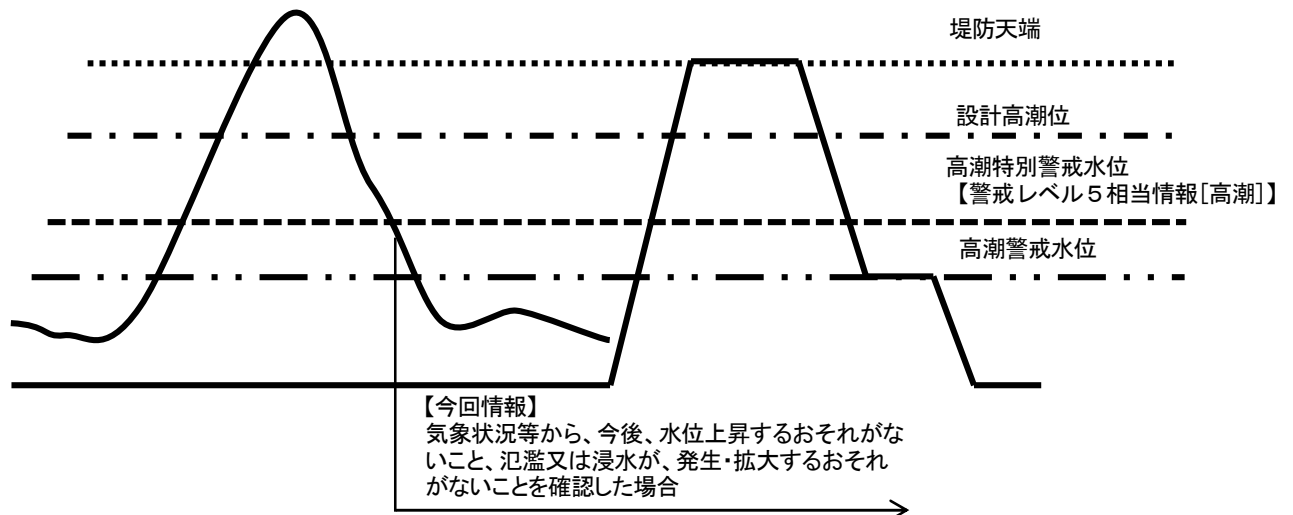
(注) 本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南柴田町)

高潮特別警戒水位 TP2.30m

(水位イメージ)



(問い合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

19 水門、樋門及び陸閘の管理要領

水門、樋門及び陸閘の管理要領

(目的)

第1 この要領は、知事が管理する沿岸部の水門、樋門及び陸閘（ただし、別に管理方法を定めている施設を除く。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。

(対象施設)

第2 この要領における対象施設は次の各号の施設とする。

- (1) 水門
- (2) 樋門（樋管を含む）
- (3) 陸閘（角落しを含む）

(操作)

第3 水門、樋門及び陸閘の操作については、別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」によるものとし、原則として地元市町村長に委託するものとする。

(委託に要する費用)

第4 水門及び樋門の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、陸閘については無償とする。

(定期検査及び維持修繕)

第5 水門、樋門及び陸閘の定期検査及び維持修繕は、知事が行うものとする。

(通知の廃止)

第6 平成23年4月1日付け「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領について（通知）」は廃止する。

(施行期日)

第7 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この要領の施行の日以後、改訂後の要領及び別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」に基づく操作委託契約がなされるまでの間においては、改訂前の要領によるものとみなす。

20 水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書

水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書

委託者愛知県知事（以下「甲」という。）と受託者東浦町長（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、津波、高潮等災害時において、背後地を防護し、もって背後地域の生命、財産を防護し、災害に対する防災・減災を図るため、第2条に定める施設を対象に、甲及び乙が実施すべき開閉操作等について定めたものである。

（対象とする施設）

第2条 本契約における操作施設は、別表 対象施設一覧表に記載の施設のうち施設管理者が知多建設事務所とする。

（委託業務）

第3条 甲は、前条に定める操作施設の管理及び操作に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 一 津波、高潮等の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務
- 二 平常時における操作施設の点検・訓練にかかる業務（連絡体制等の届出）

（委託業務の実施）

第4条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 委託業務は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」及び「水門、樋門及び陸閘の運用規程」（以下「操作規則等」という。）に基づき実施する。

3 操作規則等に定めのない事項については、本契約に基づき実施する。

（委託料）

第5条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

（操作施設の操作）

第6条 乙は、操作規則等に定められた基準に従い、操作施設の操作を行うものとする。

ただし、第10条の規定に従い退避するなど、操作員の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項に関わらず、甲は、操作施設の操作に必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

3 乙は、運用規程第4条第2項各号及び同条第4項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、警報等を注意報に読み替えるものとする。

- 一 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に高潮の記載がある施設について、高潮注意報が発令された場合
- 二 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に津波の記載がある施設について、津波注意報が発令された場合

4 乙は、操作員の安全確保のためやむを得ない場合を除き、操作完了後速やかに甲に対し、様式

1 異常気象時における樋門等操作報告書により報告するものとする。また、水防活動等で支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。

（施設の点検）

第7条 甲及び乙は、操作施設の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期（6月から10月）前までに、甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上、点検（作動確認、目視点検等）を行うものとする。この点検期間は出水期を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

2 乙は、前項の操作を行ったときは、操作内容を様式2 樋門等操作報告書により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

4 乙は第1項の点検結果を記録し、甲乙両者がそれぞれ適切に保管するものとする。

（定期検査及び維持修繕）

第8条 操作施設の定期検査及び維持修繕は、甲が行うものとする。

2 甲は、操作施設の備品について、定期的またはその必要が生じた際、補充・交換を行う。

（連絡体制等の届出）

第9条 乙は、対象施設の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容（以下、「連絡体制等」という。）を定めるものとし、様式3 連絡体制等届出書により、契約締結後速やかに甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

（操作員の安全確保）

第10条 甲及び乙は、施設操作に際して、操作員の安全を確保する。

2 乙は、操作規則等及び第9条で定めた連絡体制等に基づき、操作員の安全を確保した上で、施設の操作等に従事させなければならない。

3 乙は、気象情報や現場の情報等から、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、操作員に施設の操作等は行わず、速やかに安全な場所へ退避させるものとする。

4 甲は、閉鎖指示をした後であっても、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、乙に対し避難を指示する。

5 乙は、第3項及び前項に基づき操作員を避難させたときは、様式4 避難完了報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（損害賠償責任）

第11条 甲は、乙が本契約書及び操作規則等に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

2 甲は、乙が第6条の規定に基づき、操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものと

する。

- 3 ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。

(訓練の実施)

第12条 乙は、操作施設の実地における訓練を、年に一度以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、第9条で届出のあった連絡体制等に基づき、現場にて施設の操作を行うとされている操作員が参加したものでなければならない。

- 3 乙は、具体的な訓練の実施計画を定めた場合は、様式5 訓練実施計画書により甲へ報告するものとする。

- 4 乙は、訓練実施結果について、様式6 訓練実施結果報告書により甲へ報告するものとする。

(調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況等について調査を行い、若しくは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約期間)

第14条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

(廃止事項)

第16条 平成23年4月1日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」、「防潮扉等の操作委託契約書」、「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」は、平成31年3月31日をもって廃止する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成31年4月1日

甲 委託者 愛知県知事 大村秀章

乙 受託者 東浦町長 神谷明彦

21 水門、樋門及び陸閘等の操作規則

水門、樋門及び陸閘の操作規則

(定義)

第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、河川法施行令（昭和四〇年二月一一日政令第一四号）、河川法施行規則（昭和四〇年三月一三日建設省令第七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。

(目的)

第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(陸閘の閉鎖状態の確保)

第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

(操作の態勢)

第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。

- 一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。
- 二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。
- 三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。
- 四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。

2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。

- 一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
- 二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。
- 三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。
- 四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。

(操作の方法)

第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。

2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。

3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。

- 一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。
- 二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。
- 三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づ

く次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。

四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。

五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。

4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

（操作に従事する者の安全の確保）

第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。

二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。

2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。

3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。

4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

（施設の操作の訓練）

第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。

2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。

3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

（施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持）

第八条 施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

（施設の操作の際にとるべき措置に関する事項）

第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

（細則）

第十条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

1 この操作規則は、平成31年4月1日より施行する。

22 津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程

水門、樋門及び陸閘の運用規程

(目的)

第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」(以下「操作規則」という。)に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。

2 常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。

(操作に従事する者の構成)

第3条 水門及び樋門(以下「水門等」という。)の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに2名以上とする。

2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに2名以上とする。

(津波発生時又は高潮時の操作方法)

第4条 水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者(以下「操作員」という。)は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。

2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。

一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報(退避開始時刻、活動可能時間)の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。

二 津波警報又は大津波警報(以下「津波警報等」という。)が発表された場合は、操作対象施設へ出動(もしくは移動)し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。

三 高潮警報又は高潮特別警報(以下「高潮警報等」という。)が発表された場合は、操作対象施設へ出動(もしくは移動)し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。

四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。

3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。

4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。

一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。

二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。

(津波発生時の退避開始時刻)

第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。

(算出方法)

・[退避開始時刻]=[津波到達予想時刻]-[退避時間]-[余裕時間]

(報告)

第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。

- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。
- 2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。
- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。

- 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。
- 3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)

第8条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。

- 一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検
- 二 点検の頻度
- 三 点検の記録、保管

(操作員に対する補償)

第9条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に参加すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

(雑則)

第10条 この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。

附 則

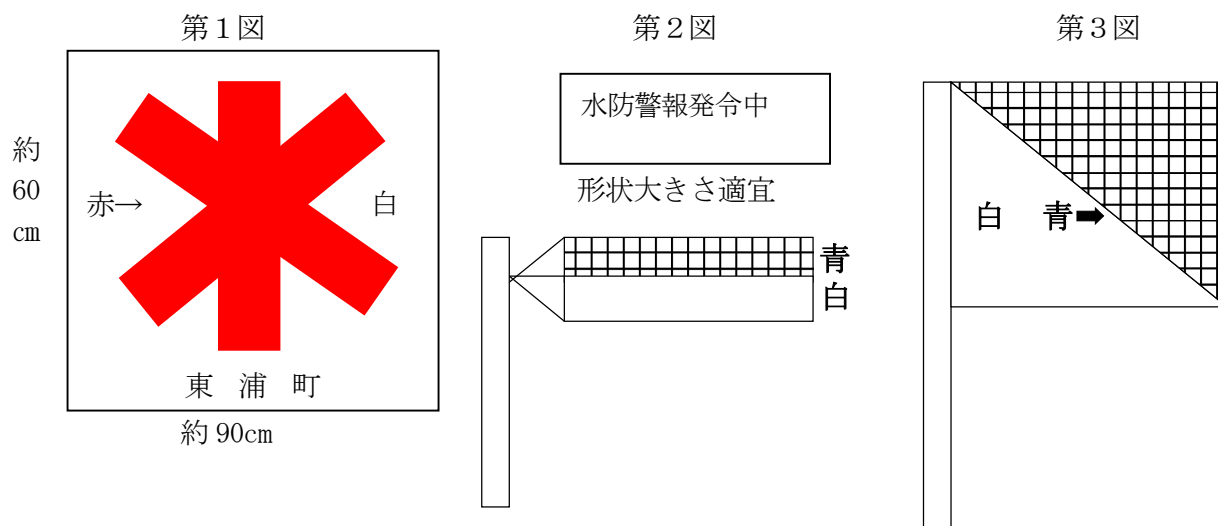
- 1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。

23 水防信号

種 別	打 鐘 信 号	余 い ん 防 止 サ イ レ ン 信 号
出 動	●—●—● ●—●—● (3点)	約5秒 ——約6秒 —— ——
避 難	●—●—●—●—●	約3秒 —— —— —— 約2秒

- 備考1 信号継続時間は適宜とする。
2 打鐘のほか、太鼓も併用する。

24 水防警報発令標識



25 公用負担権限証明書

東浦町消防団 分団 分団長 氏 名		公用負担権限証明書	
上記の者に		の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明 します。	
		年 月 日	知多郡東浦町長 印

26 公用負担証

(第 号)		公 用 負 担 証	
目 的 別	種類		
負 担 内 容	使用	収用	処分等
		年 月 日	知多郡東浦町長 印
			事 務 取 扱 者 印
殿			

27 水防報告書（水防管理団体）

第1号様式

水 防 報 告 書（水防管理団体）

報告者		番号		内線			
水防管理団体名		令和 年 月 日報告					
増水（出水）の概要		級 川水系 川始め 河川 最高時間雨量 mm 月 日 時 地内 総雨量 mm 月 日 時 月 日 時					
水 防 活 動	実 施 日 時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃					
	実 施 箇 所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	自衛隊 名 居住者 名 消防団 名（ ） 名 計 名						
水防作業の概要 及び水防工法							
水 防 の 結 果	種 別	人	家 屋	田 畑	堤 防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被 害						
使 用 資 器 材		種 類	数 量		単 価	金 額 （ 円 ）	
特 記 事 項							

備考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」・・・複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」 ① 水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要

② 破堤又は越水箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

追加資料(水防計画)

第2号様式

令和 年台風第 号における水防活動
(愛知県知多郡東浦町消防団・令和 年 月 日～ 日)

○概要

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
/ ~ / 約 時間	名	

水防活動または被害
状況写真

水防活動または被害
状況写真

川左岸(地先)

川左岸(地先)

水防活動または被害
状況写真

水防活動または被害
状況写真

川右岸(地先)

地区の浸水被害

水防活動実施個所地図